

東かがわ市規則第24号

東かがわ市人権センター条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和8年6月26日

東かがわ市長

上村一郎

東かがわ市人権センター条例施行規則の一部を改正する規則

東かがわ市人権センター条例施行規則（平成15年東かがわ市規則第66号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前							
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この規則は、東かがわ市人権センター条例（平成15年東かがわ市条例第62号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(使用の許可)</p> <p>第3条 略</p> <p><u>(使用料の減免)</u></p> <p>第4条 <u>条例第8条に規定する特に必要があると認めるとき及び減免する額は、別表第1のとおりとする。</u></p> <p><u>(使用料の還付)</u></p> <p>第5条 <u>条例第9条ただし書の規定により使用料を還付することができる要件及び還付率は、別表第2のとおりとする。</u></p> <p>(遵守事項)</p> <p>第6条 略</p> <p>第7条 略</p> <p>別表第1（第4条関係）</p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この規則は、東かがわ市人権センター条例（平成15年東かがわ市条例第62号）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(使用の許可)</p> <p>第3条 略</p> <p>(遵守事項)</p> <p>第4条 略</p> <p>第5条 略</p>							
<p>使用料を減免する使用区分及び減免する額</p> <table border="1" data-bbox="159 1054 1055 1442"> <thead> <tr> <th data-bbox="159 1054 633 1150">使用区分</th> <th data-bbox="633 1054 842 1150">施設使用料を減免する額</th> <th data-bbox="842 1054 1055 1150">冷暖房使用料を減免する額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="159 1150 633 1310">1 市又は市教育委員会が主催又は共催により使用する場合（法令、条例等に基づく附属機関等が使用する場合を含む。）</td> <td data-bbox="633 1150 842 1310" rowspan="2">全額免除</td> <td data-bbox="842 1150 1055 1310" rowspan="2">全額免除</td> </tr> <tr> <td data-bbox="159 1310 633 1442">2 市内に所在する団体が市の事業の推進又は行政活動を補完する事業等に使用する場合</td> </tr> </tbody> </table>	使用区分	施設使用料を減免する額	冷暖房使用料を減免する額	1 市又は市教育委員会が主催又は共催により使用する場合（法令、条例等に基づく附属機関等が使用する場合を含む。）	全額免除	全額免除	2 市内に所在する団体が市の事業の推進又は行政活動を補完する事業等に使用する場合	
使用区分	施設使用料を減免する額	冷暖房使用料を減免する額						
1 市又は市教育委員会が主催又は共催により使用する場合（法令、条例等に基づく附属機関等が使用する場合を含む。）	全額免除	全額免除						
2 市内に所在する団体が市の事業の推進又は行政活動を補完する事業等に使用する場合								

改正後			改正前		
3 市内の認定こども園、小・中学校等が保育又は教育の一環として使用する場合					
4 当該施設の管理者が管理業務のために施設を使用する場合					
5 市内に所在する団体が教育的見地から実施する青少年の育成活動に使用する場合					
6 市が関与し、又は運営を支援・助成する団体が使用する場合					
7 前各項に定めるもののほか、市長が特に必要と認める場合					
8 市内に所在する団体が生涯学習、健康づくり及び地域福祉の推進の活動に使用する場合	半額免除	—			
9 前項に定めるもののほか、市長が特に必要と認める場合					

別表第2（第5条関係）

要件	還付率
1 使用者の責に帰さない事由によって使用することができないとき。	使用料の100%
2 公益上又は市長の都合により使用の許可を取り消したとき。	使用料の100%
3 使用日の30日前までに使用の取消しを申請し、市長が相当の事由があると認めるとき。	使用料の70%
4 使用日の15日前までに使用の取消しを申請し、市長が相当の事由があると認めるとき。	使用料の50%

改正後		改正前
5 使用日の5日前までに使用の取消しを申請し、 市長が相当の事由があると認めるとき。	使用料の30%	

附 則

この規則は、令和9年4月1日から施行する。